|  |
| --- |
| **松江市中心市街地活性化ソフト事業補助金の申請手続について****資料4-2** |
| 経済状況の悪化、人口の流出、高齢者の増加などにより衰退しつつある中心市街地において、市内の団体等が自ら実施する中心市街地活性化に資するソフト事業を支援することによって、民主導の中心市街地活性化を推進することを目的とします。 |
| **１．補助金の内容** |
|  |
| **（１）補助事業者** |
| 1. **小企業者、②事業協同組合等、③商店街振興組合等、④ＮＰＯ法人、⑤特定会社、⑥共同出資会社、⑦まちづくり会社、⑧任意団体**（①～⑦に掲げる企業・団体等を主たる構成員とし、法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有するもの。）
 |
|  |
| **（２）補助対象事業** |
| 中心市街地活性化を目的とした魅力的で実践的な取り組みであって、下記に掲げる事業**①中心市街地の活性化及び集客力向上につながるソフト事業**（例：商店街と連携した賑わい創出イベント　等）**②まちづくり活動の継続的発展が見込まれるソフト事業**（例：地域住民のニーズ調査、ワークショップ　等）**③中心市街地での商業の活性化及び起業・創業の促進につながるソフト事業**（例：商業の担い手育成　等） ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とします。 ・営利を目的とする事業・他の補助金を受けている事業・ソフト事業を始めた年度から起算して３年を超える事業・計画（ビジョン）策定のみの事業 ・政治的、宗教的活動と認められる事業 |
| **（３）補助対象経費** |
| 補助対象事業を実施するために必要な経費であって、下記に掲げる経費から参加者負担金等の収入を控除したものとします。（消費税分は補助対象外とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。）必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| **①謝金** | ・外部の者に対する謝金のみ対象。（講習会講師、専門家など） |
| **②旅費** | ・外部の者に対する旅費のみ対象。・あらかじめ旅費支給に関する規定を定めそれに従ったものであること。・対象は交通費及び宿泊費のみとし、その他の手当、食事代等は対象外とする。 |
| **③会議費** | ・会議に伴う会場利用料・貸し会議室の費用、会議資料代。・茶菓代、飲食代は対象外とする。 |
| **④借損料** | ・テント、音響機器等の備品レンタル料。 |
| **⑤広告宣伝費** | ・販売に直接つながる（割引の案内等）販促チラシ、パンフレット、ホームページ（通信販売を行うもの）については対象外とする。 |
| **⑥通信運搬費** | ・通信費、運搬費。 |
| **⑦雑役務費** | ・事業を行うために必要な臨時アルバイト代。 |
| **⑧会場使用料** | ・講習会、イベント等の会場使用料。 |
| **⑨会場整備料** | ・イベント開催時などにおける会場設営費や電機配線工事費等。 |
| **⑩委託費** | ・助対象事業費全体の７割以下とし、委託業務は専門性・効率性の観点から妥当と認められる必要最低限の業務であること。 |
| **⑪印刷製本費** | ・調査・事業報告書等作成費。 |
| **⑫備品購入費** | ・基本的にレンタル・リースにより対応することとし、レンタル等が困難な場合にのみ購入取得できるものとする。 |
| **⑬負担金** | ・人材育成に係る研修負担金に限る。 |
| **⑭原材料費** | ・販売に直接つながる経費については補助対象外とする。 |

ただし、事業者の人件費、経常的な経費（水道光熱費等）は対象外とします。 |
| **（４）補助率・補助限度額** |
| **①補助率** 一ソフト事業（同様のソフト事業を年度間に複数回実施する場合を含む）当たり補助対象経費に対し２／３以内。（千円未満の端数は切り捨てとします。）**②補助限度額** ２０万円（市内の大学・高校・高専・専門学校等と合同で実施する場合に限り２５万円）**２．補助金の申請方法**　補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、松江市中心市街地活性化協議会あてに提出して下さい。　（申請書は、同協議会ＨＰ、松江商工会議所ＨＰからダウンロードして下さい。）1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

**３．申請期間**　平成２５年６月２８日（金）から平成２５年７月１１日（木）　＊但し、事業の着手日までに申請して下さい。　　　　　　　　　　　　　**４．補助金の決定**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審査会において決定いたします。 |
|  |
| **５．補助金のお問い合わせ** |
|  |
| ※補助金についてのご相談（補助金の活用を検討している等）は、随時下記にて承りますので、お気軽にお問い合わせください。  （連絡先）松江市中心市街地活性化協議会（担当：井ノ上、喜多川） 〒690-0886 松江市母衣町55-4 （TEL）0852-２０-７７１０ （FAX）0852-２０-７７１０ （E-mail）chukatsu1@matsue.jp |